

第24回

関東森林管理局国有林野管理審議会

関東森林管理局計画保全部保全課

午後 1時31分 開会

○湖口補佐 大変お待たせいたしました。本日の進行役を務めさせていただきます保全課課長補佐の湖口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の日程につきましてご連絡いたします。会議は審議会次第に沿って進めさせていただきますが、2時間ほどで終了の予定で考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。恐れ入りますが、お手元の配付資料をごらんください。上から順にご確認をお願いいたします。

まず、国有林野管理審議会議事次第でございます。続きまして、第24回関東森林管理局国有林野管理審議会議案書でございます。続きまして、参考資料といたしまして、平成21年度関東森林管理局管理審議会諮問議案の処理状況、国有林野管理審議会関係法令、関東森林管理局の国有林、関東森林管理局国有林野管理審議会委員名簿、局関係者名簿をお配りしております。

以上でございますが、不足している資料等はございませんでしょうか。

なお、本日の審議会の結果につきましては、関東森林管理局のホームページ等で公表させていただきますので、委員の皆様方にはご了承をお願いいたします。

それでは、ただいまから第24回関東森林管理局国有林野管理審議会を開催いたします。

まず、本日の委員の皆様の出席状況についてご報告いたします。委員総数16名でございますが、本日出席いただきました委員の代理の方を含め11名の委員に出席いただいております。委員総数の3分の1以上となりますので、審議会運営要領第5により本会は成立いたします。

ここで、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

初めに学識経験者委員の方からご紹介いたします。

MORIMORIネットワーク事務局長の澤登委員でございます。

上毛新聞社常務取締役営業局長の樋田委員でございます。

福島県森林組合連合会会長の國井委員でございます。

高崎経済大学教授の西野委員でございます。

高崎商科大学学長の淵上委員でございます。

栃木県市町村消費者団体連絡協議会会長の菊池委員でございます。

続きまして、地方公共団体委員の皆様をご紹介いたします。

群馬県知事の大澤委員ですが、本日は環境森林部長の青木様が代理で出席されております。

茨城県知事の橋本委員ですが、本日は林政課課長補佐の川原井様が代理で出席されております。

続きまして、行政機関委員の皆様をご紹介します。

関東財務局長の坂本委員ですが、本日は前橋財務事務所管財課長の村田様が代理で出席されております。

関東経済産業局長の安藤委員ですが、本日は新エネルギー対策課長の栗原様が代理で出席されております。

関東地方整備局長の深澤委員ですが、本日は用地調査官の伊藤様が代理で出席されております。

引き続きまして、関東森林管理局の出席者でございますが、最初に関東森林管理局長の須藤でございます。

計画保全部長の寺川でございます。

保全課長の山内でございます。

その他、関係課長及び担当官が出席しておりますが、ご紹介は省略させていただきます。以上で委員、関東森林管理局の出席者の紹介を終わらせていただきます。

ここで、関東森林管理局長からご挨拶を申し上げます。

○須藤局長 関東森林管理局の須藤でございます。この場でご挨拶させていただきたいと思っております。

まず最初に、委員各位におかれましては、大変ご多忙のところ、本日はお時間を賜りましてご審議いただくことを、まずもって御礼を申し上げます。また、常日ごろから国有林野の管理運営に関しまして高い見地から皆様方にご検討いただきまして、またご理解を賜っていることを御礼申し上げるところでございます。

本審議会は、国有林野の管理及び処分についてのご審議をいただくものでございます。本日は、委員各位におかれましては、形式の上では4月に改選を経た上での新しい委員という位置づけでございます。加えて、昨年4月に一般会計化がなされておりますけれども、その後にかかれた管理運営審議会としては初めてでございます。そういう意味で、新しい時代での審議会という形にさせていただくということでございます。

このため、ちょっと前置きのような形で申し訳ございませんが、一般会計化は昨年の4

月になったという話を、ご存じの方は大変多いのでございますけれども、念のためさせていただきます。国有林野は、従来は預かりました国有林野という一つの国有財産の中で、特別会計の事業で国有林野事業として管理運営をしてきたところでございます。場所は脊梁山脈をほとんど網羅してございますので、非常に重要な水源林でありますし、日本の国土保全という意味で非常に重要な場所でございますので、管理運営に当たっても公益的見地を重要視するというのが第一でございます。他方、特別会計でありましたので、収支を合わせる、ないしはなるべく利益が出るようにするということを目標に、その中に据えられていた性格の会計であったわけです。

これを平成25年4月に一般会計に移行したわけですが、その前の年に、「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理運営に関する法律等の一部を改正する法律」という、長い名前の法律を整備させていただいております。これによって特別会計法の中での位置づけを廃止して、一般会計の中にすべて位置づけ直すという作業が行われております。

その改正内容としては、国有林野の骨格をなしている事業を基本計画の下で実施しておりますけれども、基本計画を立てるに当たっては、国有林野事業に加えて、一般会計でありますから、民有林の運営についてもある程度目を配って、国有林野の在り方も考えていきなさいということやうたうとともに、事業にあっても国有林野と民有林で一体的な整備と保全をするという仕組みを設けることによって積極的取組みを促す。

それから、そのときまでに抱えていた債務の話については、引き続き国有林野事業が低コストどおりいっていることを考えて進めていくことによって、その債務は返しなさいということやうたい、それと相まって一般会計としてのしっかりした管理運営をきなさいということがうたわれております。

この際に、まさにこの審議会でご審議いただく土地関係の処分の問題についての整理でございますけれども、従前は特別会計でその土地については、処分、管理すべて国有林野事業の中で行ってございましたので、それが林地なのか宿舎敷など宅地なのか等々区別なく、すべて国有林野は国有林野事業でやりなさいという制度でございました。しかしながら、一般会計の中で位置づけ直すということになりましたので、国有林野の中で引き続き林地として活用していくところは基本的に国有林野事業が一般会計で行う。

また、従前から土地の処分をしようという目論見があって、引き続き土地の処分の業務を行うことは、地方でございますので、地方の山間部にあるようなところは国有林野の職

員がやったほうが適当と思われるところは、引き続き継続的に行うというところを残しつつも、国有林野の職員の宿舎とかいった庁舎の土地建物は、一般会計の行政財産でございますので、これは財務省に所管していただくという整理のし直しをしております。

したがいまして、引き続き一般会計の事務としても同じように土地処分の話はございますけれども、従前と違ってより公益性の高いところ、ないしは、公益性と言っても林地としての用途を念頭に置いて、その中で林地を別の用途として使っていただくようなところがあるかどうか、そういう観点でご審議をいただくという話に今回は変わってきているということでございます。

具体的に申し上げれば、その処分についての判断のメルクマールとしましては、社会的要請に従って国土の有効利用を図り地域の振興に寄与する、国土の保全によりプラスになる、自然環境の保全に十分配慮している、こういった要素を持っているかどうか、個々の国有林が置かれている自然的、社会的、経済的、行政的諸条件に応じて適切な土地利用がなされているかどうか、こういった観点について皆様方からご意見を賜りまして、土地処分が適切かどうかということをご審議いただきたいというのが、この審議会の目的になります。

当たり前の話でございますけれども、国民共通の貴重な財産であります国有林野でございますので、極力、公的、公共的な用途に供することで有効利用が図れるのであれば、まさにそういう用途に使ったほうがいいだろうということもございます。したがいまして、まずもって最初に使われるところとして、公用財産として使われるところ、ないしは公共用の目的として使われるところが最優先でございまして、そのような案件であれば、皆様方のご意見を賜りつつ、処分が適切かどうか皆様方にご意見を頂戴するのに適しているのではないかと考えているところでございます。

最後になりますが、今後、委員の皆様方には活発なご意見をいただくようになります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○湖口補佐 それでは、議事に入る前に、本年4月に委員の改選がありました関係で、国有林野管理審議会令第4条第1項の規定に基づきまして、会長の選出を行っていただきたいと思ひます。会長の選出につきましては、委員の互選によることとなっておりますので、どなたにしたらよろしいかということでございますが。

國井委員の手が挙がりましたので、國井委員、お願ひいたします。

○國井委員 私、福島の國井であります。今までも当林野審議会の会長をやっていたき

ました、私の隣の淵上先生にお願いしたいなと思っております。慣れておりますので、先生、よろしくお願いしたいと思います。

○湖口補佐 ただいま國井委員より淵上委員にお願いしてはどうかというご意見をいただきましたが、皆様いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○湖口補佐 ご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」との声がありましたので、淵上委員に大変ご苦勞をおかけすることになるわけでございますけれども、会長の就任をよろしくお願いいたします。

それでは、どうぞ会長席へお移りいただければと思います。

(淵上会長 会長席へ移動)

○湖口補佐 それでは、ここからは淵上会長に議長として議事を進行していただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○淵上会長 ただいま皆様のご賛同を得まして会長にということでございましたので、受けさせていただきます。私よりも適任の方がいらっしゃいますけれども、大変恐縮でございます。皆様のご協力を得まして、与えられました任務を全うできますよう、十全足る審議と円滑な運営に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、議事に入らせていただきたいと思います。

ただいま、会長職の互選を終えさせていただきましたので、引き続きまして、会長代理の指名に進めさせていただきたいと思います。これにつきましては、お手元でございます国有林野管理審議会運営要領の3号をごらんいただければと存じます。その3によりますと、「会長が指名した会長代理を置き」とございますので、大変僭越ではございますが、私のほうからご指名をさせていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○淵上会長 それでは、ご出席いただいております高崎経済大学教授でいらっしゃいます西野先生を会長代理ということでご指名をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○西野委員 承知いたしました。

○淵上会長 どうもありがとうございます。

それでは、西野先生、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議会次第に沿いまして、今、3の①まで進んだところでございますので、

続いて、議事次第3の②、本日の審議案件について諮問をいただくことといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○須藤局長 本日の審議案件、審議書でございますけれども、この場で手交することで代えたいと思います。

平成26年6月24日、関東森林管理局国有林野管理審議会会長、淵上勇次郎殿。関東森林管理局長。国有林野の管理処分及び取得について。国有林野の適正な管理処分に資するため、別紙案件について貴審議会の意見を求めます。

議案書が添付されておりますが、皆様方の席上に配付されているものと同様でございますので、割愛させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○淵上会長 それでは進めてまいりましょう。議案の審議でございます。本日は、お手元の議案書のとおり、関東森林管理局長より、ただいま議案2件の諮問がございました。福島県内が1件、続いて茨城県内が1件、この2件の議案について審議することとなっております。

それでは、事務局より議案のご説明を求めたいと思いますが、2件を一括してご提起をお願いいたします。

○宇野監査官 保全課監査官の宇野でございます。よろしくお願いいたします。

審議に入る前に、審議会の開催が5年ぶりということもございますので、審議会の成り立ちについてちょっと補足をさせていただきたいと思います。

国有林野管理審議会につきましては、参考でお配りしております「国有林野審議会関係法令」の1ページでございますように、農林水産省組織令、それから、国有林野管理審議会令に基づきまして開催されておりました、本審議会の司る事務につきましては、森林管理局長の諮問に応じて、国有林野の管理及び処分に関する事項を調査・審議することとなっております。

なお、諮問の対象となる事項につきましては、5ページの下段をごらんください。林野庁長官通知の「国有林野管理審議会について」第4の1（4）のAにあります「売払いの場合にあっては、見込み売払い価格が一般競争契約又は指名競争契約によろうとするときはおおむね1億円以上のもの、随意契約による場合はおおむね5,000万円以上のもの」となっております。

それでは、配付しております国有林野管理審議会議案書にて説明させていただきます。

まずは見開きのページをごらん願います。目次となっております、諮問議案一覧、諮問箇所、位置図、議案と続いております。

1枚開いていただきまして、諮問議案一覧表でございます。第1号案件、第2号案件とございまして、第1号案件につきましては、森林公園用地としての売払い、第2号議案につきましては、市道用地としての売払いでございます。

1枚開いていただきまして、それぞれの諮問議案についての位置的な関係をお示した位置図でございます。1号議案の福島県のところと、2号議案の茨城県のところ、ともに赤丸で示しております。ご確認いただきたいと思います。

それでは、各議案ごとにご説明いたします。

1枚開いていただきまして、1号議案でございます。3ページでございますが、福島県平田村ジュピアランドひらたの売払いについてでございます。なお、4ページから7ページに当議案関連の位置図、区域図、現況写真を添付しておりますので、ご参照いただければと思います。

まず、売払い対象地についてでございます。所在地は、福島県石川郡平田村大字蓬田新田字蓬田岳外10国有林野となっております。区分、種目、数量は、土地・森林25万776㎡でございます。位置、現況につきましては、当該地はJR水郡線泉郷駅の東北東約21km、あぶくま高原道路平田インターチェンジから北西約3.3km及び国道49号線の近隣に位置しております。4ページの位置図とともに見ていただければよろしいかと思っております。

現在、平田村にジュピアランドひらた、広場敷外としてですが、約11haを使用許可しているところです。周囲は森林と畑、住宅となっているところです。

法的制限につきましては、一般競争入札等の場合はきちんと明確に示しているところで、併せて今回も、後ほど出てまいりますけれども、こういう法令制限がございますと書いてございますが、基本的には随意契約の売払いでございますので、買取り側がクリアするのが法的制限というふうにごらんいただければと思います。

売払いの相手方につきましては、福島県平田村でございます。

用途につきましては、森林公園用地でございます。

売払いする理由につきましては、ジュピアランドひらたは、平成5年から平田村に使用許可をし、芝桜をメインに多目的園地及び運動施設等を設置して、年間約10万人の入り込みがあるところです。近年の入り込み者の増加によるニーズへの対応や、地域活性化の積極的な推進を図るため、現在使用許可をしている11haに新たに14haを加えた計約25haの買

受け申請があったところです。

なお、現在の使用区域以外の新たな申請区域については、四季を通じたイベントを開催するため、アジサイやモミジの植栽を計画していると聞いています。今後も自然を生かし、地域振興に寄与する事業が図られるため、売払いしようとするものでございます。

それから、売払いの方法は、先ほども出ましたけれども、随意契約でございまして、根拠法令は予算決算及び会計令第99条の21号ということで、公共用での売払いということになっております。

続きまして、2号議案でございます。8ページをお開きください。茨城県笠間市に所在する土地の売払いについてご説明いたします。なお、先ほどと同様、9ページから13ページに位置図、区域図、現況写真を添付しておりますので、ご参照いただければと思います。

売払い対象地は、茨城県笠間市平町字北山1416-77でございます。区分、種目、数量につきましては、土地・森林3万5,199㎡でございます。位置及び現況は、当該地はJR常磐線友部駅の北西約3km、北関東自動車道友部インターチェンジの北東約4.5kmに位置し、当該地及び周辺の現況はおおむね広葉樹の森林となっております。

法的制限につきましては、都市計画法での非線引都市計画区域、県立自然公園普通地域となっております。これも先ほどと同様、基本的には買い受ける側がクリアしていくという流れになっているかと思えます。

それから、売払いの相手方は茨城県笠間市でございます。

用途としましては、市道用地ということです。

売払いしようとする理由としまして、売払い対象地は、笠間市による市道南友部一平町線、車両幅員6m、歩道幅員3.5m、全幅員で11mのための用地として、平成21年度に一部売払いをして以来、残りの部分については、震災復興の関係が優先されたため予算づけがされない状態でストップしておりました。今回、平成26年度に国庫補助予算が見込まれることから、買受けの申請が改めてあったため、売払いをしようとするところであります。

売払いの方法につきましては、随意契約ということで、根拠法令としまして、予算決算及び会計令第99条21号の公共用途ということでございます。

以上、簡単ではございますが、今回諮問いたしました2つの議案について説明させていただきました。

○ 淵上会長 どうもありがとうございました。

1つは福島県、もう1つは茨城県ということで、いずれも相手方が地方公共団体という

ことでございますし、これまでもいろいろと関係のあるところということでもございました。法令によりますと、随意契約で実行して行きたいというお話でもございました。写真、地図等もございます。現場がどのような状況なのかは、これでは十分把握できないところもあるかと思っておりますけれども、その点よくごらんいただきまして、ご質問、ご意見等ございましたらば、どうぞご発言を賜りたいと思っております。

いかがでございますでしょうか。國井委員さん、どうぞ。

○國井委員 1番目の議案でありますけれども、私は白河というところに住んでいますが、そこから20分くらいで行ける距離なんです。きれいな芝桜でありまして、年々、観光客も非常に増えているということです。高速道路でつながっておりまして、東北高速道路からあぶくま高原道路があります。ですから、全部高速道路でつながった非常にいい距離と場所にありますので、これから大きくこの地域を活性化するためには、私、自分の地元としてぜひお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○淵上会長 ありがとうございます。

こちらから行きますと、北関東道から東北道、さらには磐越ですか、そちらのほうからもアクセスができる、非常によいところで、今、國井委員さんからお話がありましたように、芝桜で著名なところのようでもございます。四季折々特徴あるところでありまして、10万人というお話が先ほどありましたけれども、地域振興の上でも、また自然保護とも両立するようなよいところではないかなという感じもお受けした次第でもございます。

ほかにどうでしょうか。どうぞ。

○橋本委員（代理・川原井） 茨城県の川原井と申します。私の地元といえますか、茨城県からの案件が出ておりまして、つけ加えさせていただきますと、9ページの図面にもありますように、水戸の西側の隣の市というところなんです。近くに教育研修センターがあったり、団地があって、高校、あるいは、図面にはないんですけれども、市の斎場などがあったりして、利用しやすいところに位置しております。南のほうに水戸線が通っているわけですが、そちらのほうは道路などもありまして、便利はいいんですけれども、北側、ここでいう赤いライン、この辺は山になっていまして、道路がなかったということで、これができれば住民にとってもいい道路ができるのではないかと考えております。

以上です。

○淵上会長 どうもありがとうございました。

ただいまのことについて当局から何かありますか。

○宇野監査官 それでは、私のほうから。

まずジュピアランドひらた関係ですけれども、震災関係で福島県内の観光の入り込み状況がかなり落ち込んでおりました。22年度には福島県全体で5,717万9,000人の観光入りこみがあったところでございますけれども、震災後の平成23年におきましては3,521万1,000人と、約6割ぐらいになってしまったということがございます。

24年になっても4,445万9,000人ということで、まだ震災前までには至っていなかったんですけれども、ジュピアランドひらたにつきましては、23年度には9万2,000人から4万9,000人ということで、約半減いたしましたけれども、24年度には8万9,000人で、平成25年度になりますと10万人突破ということで、平田村の村長さんと話をしたときに、福島県全体の起爆剤になればという思いで公園整備を図りたいという話を承っているところでございます。

それから、もう一つの笠間市のほうについては、旧友部駅を中心とした部分が渋滞しているということもありました。当初、21年度の契約は、18年に友部町と笠間市、もう一つ、岩間町が合併して、その中心街を円滑にという話もあったんですけれども、主体的には友部駅周辺の渋滞緩和を目的とするという計画が出されていたようでございます。継続案件ということで、そのころの精神は多少薄れたかとは思いますが、先ほど茨城県さんからもお話がありましたけれども、公共の福祉に資するような売払いを進めてまいりたいと考えている次第でございます。

○淵上会長 どうもありがとうございます。

そのようなご説明でございましたが、よろしいでしょうか。

ここの道路の笠間のほうは黄色い部分はもうできているんですけど、宇野さん、どうでしたか。

○宇野監査官 先ほど21年度の話が出ましたが、この黄色い部分については、もう既に売払いをして、ある程度工事なども進んでいます。一番最後のページを開いていただきますと、このくらいできております、道型は。あと、私どもがこれから売り払おうとするところがうまくいかないと接道ができないというような状態になっているようです。

○淵上会長 どうもありがとうございます。

そのようなことでございます。もともとの計画がありましたが、予算の関係で今回ぜひということで買受けの申請がありましたということでございました。

ほかにはいかがでしょうか。ご意見あるいはご質問、確認されたいことはございませんで

しょうか。

ほかにご意見等ないようでございますので、当審議会としましては、第1号議案及び第2号議案の2件とも、異議なしとして処理させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○渚上会長 ありがとうございます。

それでは、2件ともご承認とさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、ここで休憩ということでよろしいでしょうか。いかがですか。よろしいですね。

それでは、2件、異議なしということで対応させていただきますので、この後、10分程度お休みして、20分から再開ということでいかがですか。

それでは、20分になりましたら、再開させていただきたいと思いますので、またよろしくをお願いいたします。とりあえず休憩でございます。ありがとうございます。

午後 2時12分 休憩

午後 2時20分 再開

○渚上会長 お待たせいたしました。再開させていただきたいと思います。

それでは、机上の審議会次第に従いまして、議事次第4でございます。「説明事項」というタイトルがありますが、第4の①、国有林野管理審議会の諮問事案物件の処理状況に進めさせていただきます。平成21年度に審議した案件のその後の処理状況についてご報告をお願いしたいと思います。

宇野監査官からお願いいたします。

○宇野監査官 それでは、平成21年度、前回の国有林野管理審議会で諮問させていただいて、答申をいただきました案件につきまして、その後どのような処理状況になったのかということをご説明したいと思います。

まず1件目は茨城県笠原町、茨城県庁から歩いて100mぐらいの茨城森林管理署、皆さんご存じないと思うんですが、そのすぐ隣の土地を売り払ったときの審議案件でございます。大型物件については、一般競争入札であればこの金額なら審議事項ではなかったんですけども、一般競争入札か随意契約かわからない状態で、地方公共団体等に照会する前に処分すると決定した上で進んでいたものと考えられますので、結果としては7,560万円で売り払っているという案件でございます。

現況はどのようになっているかと言いますと、コンビニエンスストアができていて、地域の方々が幅広く活用しているという形にはなっております。

まず1件目のご説明でした。

○ 淵上会長 どうもありがとうございます。

審議案件はもう1件ございます。続けさせてください。

生方企画官から、2件目のほうをよろしくお願いたします。

○ 生方企画官 保全課企画官の生方と申します。よろしくお願いたします。

前回審議会の2号物件について処理状況をお知らせいたします。

2号物件につきましては、茨城県日立市宮田町に所在する国有林11万2,853㎡の土地を、日立セメント株式会社様に鉱業用地として随意契約により貸し付けるという事案でございました。

位置的には、常磐自動車道日立中央インターから北西に約2.6km行ったところに位置しております。この場所につきましては、鉱業用地として、具体的には石灰石を掘り起こす事業に伴って発生する排土石等積んでおく場所、堆積場として使用して、現在、契約を終えております。

当該場所は水源涵養保安林に指定されておりますけれども、保安林の解除につきましては、平成22年6月28日に解除手続等を終わらしまして、平成22年7月1日に当初の契約を行っており、現在も、貸付契約を行って、日立セメント株式会社様が使っております。

以上でございます。

○ 淵上会長 どうもありがとうございます。

2件についてご報告をいただいた次第でございます。ただいまの2件のご報告に対しまして、何かご意見等ございましたならば、よろしくお願いたしたいと思っております。どなたかございますでしょうか。

よろしいですか。

では、そのようなご報告ということで、売り払いました2件の現況について、そのようになっているということでございました。ありがとうございます。

それでは、続きまして、議事次第4の②、関東森林管理局の国有林についてご案内いただければと思います。

寺川部長さんからお願いたします。

○ 寺川計画保全部長 計画保全部長の寺川でございます。せっかくおいでですので、当局

の概要についてご説明したいと思います。お手元の関東森林管理局の国有林野という写真の表紙の資料をごらんいただきたいと思います。

順に説明していきます。1ページ目に地図が載っておりますが、当局管内の国有林分布で、関東プラス福島県、静岡県、新潟県と、一般の関東よりちょっと広いですが、1都10県にわたりまして、国有林が分布しているということでございます。

ここ前橋に森林管理局がございまして、東京に東京事務所がございまして、あと、森林管理署が17ございまして、この1階には群馬森林管理署がございまして、それを含めて17ございまして、それから、村上、白河、南会津に3支署がございまして、あと、管轄する国有林は少ないんですけども、都道府県との連絡上必要なところに森林管理事務所を、山梨、埼玉、千葉に置いてあります。あとはセンターがいろいろございまして、6つセンターがございまして、小笠原にも森林生態系保全センターを置いてあります。すべて合わせれば単純合計31の組織で運営しているところでございます。

平成16年に関東森林管理局ができましたけれども、それ以前は前橋営林局と東京営林局の2つに分かれて管理をしておりました、組織の統廃合で関東森林管理局として現在に至っているという状況でございます。

次、2ページをごらんいただきますと、森林の内訳がございまして、上の円グラフですが、左側の3つが当局管内で、右側が参考ということで全国を並べております。管内の森林面積全体では、民有林、国有林合わせまして409万8千haでございまして、全国が2,500万haぐらいですので、民有林、国有林を合わせまして、その16%が当局管内にあるということでございます。

その下の管内の保有形態別森林面積ですけれども、関東管理局で所管している国有林が119万4千haということで、森林の29%になっております。また、その他国有林ということで、他省庁関係が1万8千haございまして、全国を見ますと、国有林の割合は全体の約30%ということで、全国と同じぐらいの割合で、当局管内には国有林があると。3割ぐらいが国有林という感じでございます。

その下は蓄積でございます。上は面積でしたけれども、下は蓄積ということで、森林の木材の量というイメージでございます。1億6,000万m³ほどございまして、民・国合わせた全体の中では20%ということになっております。全国で見ますと、国有林は蓄積で言いますと、23%ですので、若干少ないですが、そのぐらいの割合になっております。面積で言いますと、国有林全体の16%が関東森林管理局の所管ということになっておりまし

て、蓄積ベースで言いますと、14%、こんなイメージでございます。

局内で森林面積がどのように分布しているかというのが下の表でございます。国有林面積が一番大きいのは福島県で40万ha、次が新潟県の29万1千ha、3番目が群馬県の19万5千ha、この3県がベストスリーと申しますか、多いところです。

森林の中の国有林の割合でみますと、一番割合が高いのが群馬県の46%、その次が福島県の42%、栃木県の36%、新潟県が34%で、このあたりが国有林の多い地域かなと思います。

ちなみに、民・国合わせて森林面積が一番多いのは福島県の97万5千haで、次が新潟県の85万7千ha、静岡県が50万ちょっと、群馬県は42万4千ha、こういう形で森林が分布しております。

次、3ページにまいりまして、関東森林管理局の国有林の資源でございます。円グラフが2つ並んでおりますが、左側が森林面積でして、人工林と天然林に分けて書いております。人工林が約33%、面積の3分の1が人工林ということになります。右側のグラフは蓄積でございますけれども、量としては人工林が46%で、面積の割には蓄積が多いということでございます。1ha当たりの蓄積が人工林のほうが多いという状態でございます。

その人工林だけを取り出しまして、齢級構成で見たのが下の折れ線グラフ、棒グラフでございます。1、2、3、4、5と下に書いてありますのは齢級でございます。我々は「齢級」とよく申しますが、5年刻みのクラス分けでございます。1齢級は1年生から5年生ということになります。一番多いのが9齢級でして、41年生から45年生になりますけれども、1970年ぐらいに植えられた木が一番多くて、その前後に山をなして分布していると。逆に、13齢級以上はあまりなくて、最近では1齢級、2齢級、3齢級もあまりないと。近年新植があまり行われていないということも言えようかと思っておりますし、また間伐適期の森林が多いと。また、間伐の適期をちょっと過ぎたぐらいの、収穫適期の森林も結構多いと。こういう成熟の時代を迎えた人工林の状況がこれからわかるかと思っております。

その下にも円グラフがあります。「機能類型」と申しておりますけれども、タイプ分けをして申しまして、水源涵養タイプとか、山地災害防止タイプとか、自然維持タイプ、森林空間利用タイプ、快適環境形成タイプというふうに分けております。一番多いのが水源涵養タイプで、水源林を多く抱える我が局としては、ダムの上流などに広く分布しているということでございます。また、自然維持タイプも26%でかなり多いんですけども、これは貴重な天然林で、脊梁山地の天然林などを中心にして、ここは守っていくと。貴重な

野生生物等もおりますし、保護していくということで、天然林という自然維持タイプとして保護しているところでございます。

以上が、関東局の山のあらましでございます。

次、4ページ以降、何をやっているかという事業の内容を簡単にご説明したいと思えます。

事業概要①ということで、公益重視の管理経営の一層の推進でございます。計画的な森林整備ということで、多様な森林の整備。先ほどタイプ分けの説明をしましたがけれども、このタイプ分けに応じて森林の整備、管理をしているということです。

あとは、地球温暖化防止対策ということで、かなり以前から森林は吸収源対策をやっているということをご承知かと思えますけれども、京都議定書の第2約束期間が平成25年から始まっておりまして、32年までの平均で森林吸収源対策の算入上限3.5%ということで、全国の民有林、国有林を合わせて間伐を52万haぐらいやっていけば3.5%は確保できるんですけれども、国有林としても多くの間伐をやりながらそれに貢献していくということをやっている、将来にわたって二酸化炭素の吸収機能の維持及び強化を図る観点から、主伐及びその後の再生林を積極的に推進していくことにしています。

若い森林が少ないんですが、このままどんどん高齢化していきますと、吸収源としては劣っていきますので、今のうちから若い森林を増やしていくということで、伐採と造林をして森林全体を若返らせて、吸収の力を上げていく。また、齢級の偏りもならしていくということを推進していく必要があるかなということでここに書いております。

下の絵は、バランスのとれた状態ということで、人工林においては、植える、育てる、そして、収穫して使うということを繰り返して、適正な森林の維持管理ができて、木材利用にも貢献できるということになるかと思えます。

右側の写真は、よくこういうイメージの写真が出ておりますけれども、間伐が遅れると真っ暗になりまして、下層植生がなくなって、土壌の中で根が浮き上がって、機能が劣化するということがありますので、間伐をやって抜き伐りをして光を入れて、下層植生を十分に増やして、土壌を豊かにして、水源涵養地や山地災害防止機能を保っていくことが、森林整備をやっていく意味ということで、この写真を載せております。

その下の治山対策でございますが、最近、ゲリラ豪雨ということがございまして、集中豪雨でかなり被害が発生しております。そういう被災した緊急性の高いところ、荒れたところを復旧していく治山事業、それから、予防的に過密化した保安林の整備ということも

やりまして、全体として国土強靱化、「緑の国土強靱化」と言っておりますが、山を回復して強くしていくことを治山事業でやっております。

民・国連携と言いますか、民有林・国有林連携という流れの中で、地方公共団体の要請を踏まえまして、山地災害対策の技術、経験を有する職員を派遣できるようにしております。

右下の写真はヘリコプターからの写真ですが、災害が起こりますと、国有林がヘリコプターを飛ばしまして、国有林と併せて民有林の被災状況を調査すると。県の方に一緒に乗ってもらって全体を早急に把握することにも国有林として貢献しているつもりでございます。

その下の写真にもありますように、治山事業、林道を含めて森林土木工事でなるべく木材を使って有効利用して、特に間伐材ですね、吸収源対策等にも貢献していくことになっております。

次、5ページですけれども、生物多様性の保全でございます。当局管内は脊梁山地の貴重な山岳の自然もございますし、世界自然遺産の小笠原諸島の6割ぐらいが国有林でございます。そこでの外来種の駆除等をやっております、その管理保全にも努めているところでございます。また、25年6月には富士山が世界文化遺産に登録されましたけれども、静岡県側は国有林が多く分布しておりますので、そういうところについても景観に配慮した森林整備等を行っているところでございます。

次、病虫獣害対策です。これも非常に大きな問題でございます、マツクイムシの被害がなかなかおさまらないんですが、最近ではカシノナガクイムシによるナラ枯れという被害も発生しております。また、世間でも大きな話題になっていますシカですね、クマもありますけれども、特にシカによる、農業被害もございまして、森林にもかなり被害が出ておまして、そういうものの対策をやっているところでございます。地方公共団体や研究機関、森林総合研究所等の研究機関とも連携して対策に取り組んでおります。

右側に幾つか写真がありますけれども、上から2つ目に尾瀬の大江湿原におけるシカ防護柵の試験設置とあります。これは昨年、試験設置しまして、豪雪に対してどうなるかということは今研究しております。大江湿原はニッコウキスギで有名なところですが、これまでシカによってかなり食害を受けていて、花の咲き具合に影響を受けているということで、大江湿原は国有林でございますので、今年度、国有林野事業として柵をつくっている最中ではございまして、何とか開花時期に間に合うように、柵で囲って食害をなるべく少な

くしたいということで工事をやっているところがございます。豊作であればニッコウキスゲのきれいな花が見られるのではないかと期待をしているところがございます。

その下に図や写真があります。「シャープシューティング」という言葉が出ておりますけれども、これは、静岡署の管内で富士山の南側の国有林におきまして、シカに対する誘引捕殺ということで、餌を定期的にまいて、そこに出てきたシカを銃で射殺すると。林道を完全に閉鎖して、地元にも十分説明をして、事故がないように慎重な対策をとった上でシカの捕獲をっております。

平成25年度はこれによって177頭を捕獲したという実績がございます。そのうち、メスが145頭で、メスをとらないとシカもなかなか減らないんですが、割と効果的にメスを捕獲できているということでございます。まだまだシカが多いので、すぐには減らないんですけれども、国有林はこういうことも率先してやっているところがございます。

その下は公益的機能維持増進協定ということで、国有林が一般会計化に伴ってできた新しい制度でございます。国有林に囲まれて孤立しているような民有林はなかなか施業ができないので、協定を結んで、国有林と民有林と一緒に施業をしていくという仕組みがございます。

右下の写真は、全国に先駆けて浜松市の三ヶ日地区で地元の方々と協定を結びまして、森林整備をこれから進めることにしております。全国第1号ということです。ほかにも、当局管内では日光も進めておりますし、外来種駆除関係では小笠原でも、この協定で駆除を進めていくということもしております。

次、6ページをごらんいただきたいと思います。事業概要②ということで、森林林業再生に向けた貢献です。一般会計化になりまして、国有林だけで満足するのではなくて、民有林を含めた森林林業全体に貢献していこうということで、この項目を立てているところです。

森林共同施業団地でございますが、国有林に囲まれているというわけではないんですけれども、民有林と国有林が隣り合っている、あるいは、入り組んでいるところは一緒に施業したほうが効率的であろうということで、win-winの関係となるように協定を結んで、計画的な路網整備をしたり、事業コストの低減をしたり、場合によっては出材と言いますか、木材の販売も一緒にやっていけばプラス面も多いと思いますので、協定を結んで団地をつくって整備をしていこうということもしております。そうした民・国ともに効率的な森林整備と木材供給量の確保ができるといいなと考えております。

次、6ページの下のフォレスター等の育成ですけれども、よく「フォレスター」という言葉が出てきておりました、我が国でもかなり議論されておりますが、平成25年度から「森林総合監理士」という名称で制度がスタートしております。試験を受けた民有林・国有林等の職員がフォレスターとして活動を開始しております。都道府県の職員のフォレスターと国有林のフォレスターがございまして、一緒に連携して市町村への働きかけ等を行って、地域の林業に貢献していくことをやっております。

その下は人材育成のためのフィールド技術力の提供でございます。研修とか現地検討会を開いておりますけれども、国有林は積極的に場所を使っていただくという取組みをしております、そういう点でも国有林を使っていただく。また、国有林の職員も一緒に勉強しておりますけれども、そういう使い道にも提供させていただいております。

次、7ページでございますが、低コスト化と民有林への普及定着でございます。コストを削減しないと林業としても成り立っていかないということで、間伐の低コスト化の現地検討会などもやっております、右の写真はその様子でございます。国有林の職員はもちろん、地元の方々、森林組合の方々、あるいは、素材生産業者、伐採業者の方々にも来ていただきまして、市町村、都道府県の方々も一緒に検討会をするということで、顔を合わせて検討、勉強していくということもやっております。

それから、技術開発ということで、苗は苗畑でつくって、掘りとって、「裸苗」と言っておりますが、裸で苗を持ってきて、山で穴を掘って植えるというのが主流でございますけれども、もっとコスト縮減をしてどの季節でも植えられることなどを目的としまして、工業的に苗をつくれますし、多数出ればコストもほどほどになるだろうということで、コンテナ苗を導入して、森林育成をしていくということに国有林が自ら率先して取り組んでおります。

あとは、伐採と造林の一括発注。伐採と同時に植えていくということで、コンテナ苗とセットにすればさらにいいんですけれども、伐採した業者が、木材を下ろしたついでといえますか、同じ車両で苗を山に運んでいって植えるということが出来ますので、そういう効率的な作業ができないかということにも取り組んでいるところです。民間ではなかなか取り組めないもの、リスクがあったり、まとまった場所がないものを、国有林が率先して取り組んでいまして、その成果は、下にありますように、シンポジウムで皆様方に発信をしていくということにも心がけております。

それから、林産物の安定供給でございます。先ほど局長からの話にもありましたけれど

も、特別会計時代は収支を合わせるということで、企業の特別会計で木材販売収入の確保ということがございました。今後も木材を生産するのは変わらないんですけども、森林整備や適切な森林管理をやって出てきた木材を有効的に売って行って、地域にどう安定供給していくかという観点から木材の供給をしていくということに取り組んでいきたいと思っております。

計画的な素材生産、立木販売の実施ということで、計画的に間伐等を実施して、間伐材を有効利用していくということに取り組んでおります。

また、国有林は民有林よりも高齢級人工林がございましたので、そういうものも提供していき、地域の林産業に貢献していきたいと考えております。

それから、安定供給システムによる販売でございますけれども、通常、民有林さんなどが木材を売るときは、木材市場を通して売ることが多いんですけども、国有林では、そういうこともしているんですが、システム販売ということで新たな需要開拓に貢献できるところに、協定を結んで直接販売するというのもやっております。木材が市場に大量に出ているときは、国有林が市場に木材を出してさらに値段を下げるということを、このシステム販売によって防げるということもございまして、安定的に大口需要者に木材を供給できるというメリットがございますので、システム販売に取り組んでおります。柱とか合板だけではなくて、これからはバイオマスの燃料なども販売していけたらなと考えております。

次、8ページですが、3つ目としまして「国民の^{もり}森林」としての管理経営でございます。森林計画策定にかかる意見聴取等で、国有林もいろいろ計画をつくって事業をやっているわけですが、事前に皆様方にご意見を聴いてから、計画に反映していくということに取り組んでおります。

また、森林環境教育ということで、地域の森林環境教育を実施されております民間団体の方々と一緒になりまして、森林教室等を開く、あるいは、場所を使っていただくということをやっております。

国民参加の森づくりということで、いろいろな団体の方に活動の場を提供したりして、同時に森林の整備をしていただくということも推進しております。

それから、下の国有林野の活動ということですが、今回の審議会はまさにこれなんですけれども、地域に必要なところを売っていく、あるいは、お貸しするというのをやっております。特に再生可能エネルギー関連でも、写真にありますように、太陽光発電の敷地

という場にも活用していただいております。この写真は恐らく群馬県中之条町の太陽光発電の場所かと思えますけれども、こういうところにも使われております。

最後、9ページでございますが、事業概要④の東日本大震災の復旧及び貢献です。1つは、海岸防災林の復旧でございます。岩手県、宮城県では海岸林に甚大な被害がございましたけれども、当局管内では、茨城県などでもあるんですけれども、大きくは福島県で被害がございました。国有林としましては、この写真は松川浦というところでございますが、福島県の北のほうの相馬市で、もともとは美しい松林と入り江だったんですけれども、津波でこういう状態になってしまいました。

ここの復旧にも努めております。土を持って行って元の状態にして、土台をつくって、そこに植栽をするということでございますが、単に盛土して植えるのではなくて、学識経験者のご意見を聞きながら、生物多様性に配慮した復旧をやっていくということで取り組んでいるところでございます。

その次は国有林の除染等の推進でございます。放射性物質汚染対策特措法に基づきまして、除染区域にかかる国有林につきましては、関係市町村と連携しながら除染を進めているところでございます。また、実証事業にも取り組んでいるところでございます。

左下ですけれども、国有林の仮置き場としての提供でございます。除染対策をやりますと、必ず除染廃棄物といいますか、汚染されたものが出てきますので、仮置き場として国有林を提供しているということでございます。現在、16市町村で21カ所の国有林を仮置き場として使っていただいているということです。

それから、福島森林再生事業ということで、市町村と連携して再生事業に取り組んでおります。

最後のページ、10ページは組織図でございます。当局では、局長、次長の下に3つの部と9つの課がありまして、6センターで取り組んでおります。また、先ほど言いましたように、17森林管理署と3支署、3森林管理事務所、それから136の森林事務所がございまして、そこで現場の管理をしているということです。

以上、簡単でございますけれども、関東森林管理局の国有林の説明をさせていただきました。一般会計化ということで、これからは都道府県、市町村、それから、地元の森林組合さん等林業関係者、地元の方々と顔を突き合わせて、地元のためになるような国有林になっていきたいと考えております。

○ 瀧上会長 寺川部長さん、ご案内、ご説明、どうもありがとうございました。

寺川部長も今お触れになりましたが、冒頭、須藤局長さんからお話がありましたように、一般会計に移行するという中で、国有林野の業務が総合的観点から多岐にわたってお進めになっている、その一端を私たちにご案内いただけたかなと思う次第でございます。

皆様、何かご意見、あるいは、この際でございますので、ご当局にお願いとか何かございませんでしょうか。いかがでしょうか。

西野先生、どうぞ。

○西野会長代理 　ただいまは関東森林管理局の国有林のご説明、ありがとうございました。大変勉強になりました。一点、私、日ごろ山村地域で研究させていただいておりまして、そこから思うことを述べさせていただきたいと思います。

山村を回っておりますと、かつて国有林の植林あるいは造林保育の時代には非常ににぎわった山村が、今は本当に静かになっている。そういう山村がたくさんあるわけでございます。2040年の人口予測によりますと、山村地域は相当高齢化が進むということが予測されているわけございまして、それが先日も発表されたわけでございます。そういう中で、私も日ごろ山村振興をどのようにしてよいか、きょう群馬県の環境森林部長もお見えでございますけれども、群馬県としましても地域産材を使った住宅の普及に随分力を入れてやっております。それでもなかなか山村地域に経済的な波及効果を及ぼすというのは簡単ではないということもだんだんわかってまいったわけでございます。

今のご説明の中で国有林が何をなさっているかというお話を聞く中で、確かに環境保全という問題は非常に重要でございますが、これは80年代の半ばあたりから非常に声高らかに出てきた問題であり、国有林が国民の森として環境保全的な取組みを行っていくということは素晴らしいことだと思っております。しかし、もう一方では、山村の経済と国有林の関係をどう考えていくか。今のご説明の最後のところで、一般会計化がなされて地域のためになるような国有林になっていきたいというお話を頂戴いたしました。まさしくそうあっていただきたいと思うわけでございますが、その中で一つ思いますことは、3. 11以降のエネルギー問題の中で国有林がどのような役割を果たせるのか、ここの議論がきちんとあるのかどうか、この辺についてお尋ねしたいわけでございます。

エネルギーの分散化ということが非常に言われている中で、今、国有林に太陽光パネルをつけたという例が出てきておりますが、もう一方で木質バイオマスをどう利用するかということが大きなテーマになっているわけでございます。昭和27年に「農山漁村電気導入促進法」という法律、当時、山村にまだ電気が入っていなかったものですから、それを促

進するためにこの法律を農林水産省でつくられました。この法律は現在も生きておりまして、再エネ法のときにこれが一たん廃止になるという話もあったそうなのですが、今も生きております。農林水産省が昭和27年にこれをつくった精神というのは、山村に電気を入れて山村の振興を図っていこうということでございました。

それを踏まえながら木質バイオマス利用、今、群馬県下でも木質ペレットをつくっている村も出てきておりますし、福島県でも木質ペレットを使った発電所をつくられているようがございますし、そういう動きは全国的に出ているようがございます。ただ、山村振興という観点からいった場合に、かつて国有林の中に皆さんが入って、炭焼きの山を払い下げてもらったというような歴史も鑑みますと、もう一度かつてあった国有林の役割を、エネルギーという部分で復活してもらうことはできないのかということ強く思うわけがございます。同時に、それが新たな山村の産業になれば、山村の持続的な発展というのはなかなか難しいわけがございますけれども、山村の維持に向かっていくことは不可能ではないのではなかろうと思うわけがございます。

国有林は山村振興に多大なる貢献をしてきた歴史があります。2040年の人口予測の中で、山村は非常に厳しい状況に置かれるというのはわかっているわけございまして、その中で、国有林がかつて果たした役割を現代化しながら、エネルギーの問題、あるいは、新産業というところにつなげて考えていただくことはできないか。環境保全も非常に大事でございますけれども、山村振興に果たす国の役割、国有林の役割というところを今一度確認しながら、前向きな議論ができればありがたいなと思っております。

以上でございます。

○ 淵上会長 西野委員さん、どうもありがとうございます。

日本社会も人口減、高度成長後の成熟社会ということが言われているわけですがけれども、成熟がそのまま衰退する社会であってはいけないことは当然であろうと思います。そのような中で、持続可能な社会づくりの一つとして山村振興も大事ではないかというお話をいただいた次第でございます。

当局として、例えば寺川部長から、基本方向と言いますか、大きな方向性でもいいんですけども、何かお答えいただければうれしいですが、いかがでしょうか。

○ 寺川計画保全部長 ありがとうございます。

基本的な方向としましては、地域のための国有林ということでございまして、一番意識するのは、国有林が一番多くあるのは山村ということで、山村のために何ができるかとい

うのは、我々職員は常に頭にあることでございます。

具体的に言いますと、資料の3ページの中ほどにグラフがありますけれども、9齡級、10齡級、11齡級とありまして、大体11齡級で55年生ですので、そのあたりから。もっとも50年生ぐらいから伐っていけるんですけれども、伐れる森林が出てきております。先ほど言いましたように、これを伐って植え替えていくということがございますので、そこには伐採をする作業、植林をする作業、下刈りをする作業、それから、道をつくっていく作業ということで、雇用が発生するということがございます。それが地元の振興と言いますか、雇用の促進の役割を国有林が果たせると思います。

また、木材を供給していきますが、これまで間伐材中心でしたけれども、それに加えて主伐と言いますか、そういう木材も供給していきますと、柱に使えるものもあれば、合板に使えるもの、それから、バイオマスに使えるものを含めて、総合的に木材を地元供給していけるという力がありますので、それをうまく山村を中心とした地元にも使っていただきまして、活力源にしていいただければと、大ざっぱでございますけれども、考えております。

○ 瀧上会長 どうもありがとうございました。

今、西野先生からエネルギーのお話もあったんですが、どなただったでしょうか、バイオマスに取り組んでおられる方がいらっしゃいましたね。先ほど名刺交換の折りにおっしゃっておられましたが、よろしければバイオマスについてお話しいただけますか。

どうぞ。

○ 須藤局長 申し訳ありません、私から今の話についてちょっと解説をさせていただきたいと思います。

これがお答えになっているかどうかはわかりませんが、どういうふうなコンセプトで一般会計化されていて、その中でバイオマスはどこにあるのかというお話をさせていただきます。一般会計化する法律の中に「バイオマス」と明確に書いてあるところは1つもございません。それはなぜかと言いますと、国有林が一般会計化することの趣旨は、国有林という林地を適正に取り扱っていかうとしていてもそれまでの特別会計というシステムではこれ以上立ち行かなくなると考えられたことが前提でございまして、それは経済分析的なところとか会計处理的な分析が精緻に行われておりまして、その観点からする特別会計では国民のご負担、ご期待に対しておこたえできないという前提に立ちまして特別会計はやめる、この結果一般会計で処理させようとしたものでございます。

しかしながら、国の債務はしっかり返さねばならない。1兆3,000億円という借金を抱えたままではごさいましたので、それはそのまま引き続きしっかりプランを立てて出しましょうと。プランを立てて返すわけですから、低コスト造林を進めることによって予算の無駄遣いを極力圧縮しながら、その結果として収入を確保するというプランニングをしているわけでありまして。そうしますと、その中で出材量は必然的に増やさねばならないだろうということも前提としております。予算をかけずに低コスト造林を進める。しかし、これは出材量を増やすことを前提とする。

なぜそういうふうにするかという点、先ほどから説明しておりますとおり、国有林の林齢は9齢級、10齢級をはるかに超えてもう出材せねばならないことがあったからです。

国有林というのは柱材というよりは並み材でございまして、一般の木材として使う基盤、基礎の木材を提供させていただいているというのが国有林材の用途のメインターゲットでございました。したがって、それを前提として考えると、引き続き量的なバックアップ、量的な意味での下支えをするところに大きく力を入れておいて、それを低コスト造林において、予算を国民の方々からたくさんいただくようなことにはならない程度の、しかしながら、その部分の量はより多くの出材をさせていただこうと。そういうふうにするための会計システムとしては、従前の特別会計では不適當なので一般会計にしていくというのが基本思想です。

その基本思想のところ一般会計化する際の法律にうたっている考え方でありまして、そのときに必然的に民有林さんとも一緒に出材させていただかないと低コスト化ができませんし、それと相まって国全体が民有林を引っ張っていくことが、森林・林業・木材産業全体を活性化することなんだと、そこまではうたったんです。森林・林業・木材産業全体を活性化することをうたったわけですが、2011年の3.11のことが起きたものですから、FIT制度ができましたので、世の中の的になかなか日の目を見なかったバイオマスの活用についても経済的担保ができたなということがございまして、我々森林・林業・木材産業だけの努力では道が開けなかったところに一つの大きい出口ができた。

私どもとしては、国有林は低コストの出材をすることによって出材量を増やしたいと思っていましたときに、ちょうどいい出口ができた。どちら側から来たわけではないですが、たまたまぶつかったということです。そういうことになっておりますので、今、ちょうどいいところにいるわけですから、国有林が民有林と手を携えて出材を行うことによって、非常に有力な用途先として木質バイオマスの利用、エネルギー利用としての木質バイオマス

発電としての利用が大変有効であろうと。山村振興というのは結果として出てくるところなんです。これは有効である出材の目標に到達すれば大変いいことになるのではなかろうかという期待を持っています。

ただし、国有林というのは、先ほどからご説明しておりますように、広い土地を持っているように見えますが、決して無尽蔵にあるわけではございません。国有林の土地というのはどのくらいの広がりなのかというのを頭の中でしっかり描いていただかないと、国有林が山村をしっかりと振興すると言える力が本当にあるかどうかという点を、議論の俎上に上げられるのかどうかということがあります。

関東における国有林は120万haでございます。この120万haというのはどういう広がりかといいますと、群馬県と栃木県の県域2つ合わせたところが120万haぐらいです。その国有林120万haのうちの35%が人工林です。天然林は私どもはあまり使う用途になっていないだろうと見ています。なぜかと言いますと、山のとっぺんの国立公園みたいなどころ、ないしは崖地みたいなどころなので、天然林は用として出材する場所ではないだろうなど見るのが一般的です。実際に行くとそういう場所ばかりです。ですから、65%程度のところは120万ha、つまり、栃木県と群馬県の両方を合わせたうちの7割近くがいじってはいけない場所なんです。35%はどのくらいかという、栃木県と群馬県の両方の面積のうちの35%、渋川より南側ぐらいの群馬県の広がり人工林の広がる土地です。ここから出材するボリュームを前提に物事を考えると必然的に決まってくるわけです。

それから、幾ら低コストで出材をするように変えたからといって、予算がたくさん出るということは想定できませんので、そこから考えていくと、我々国有林が現実的に物事を考えて、木質バイオマスという非常にいいターゲットがあって、できれば林業社会がそれを抱え込んでしっかりと前進するということを実現させると国有林が真剣に思ったらば、我々としてやるべきことは、国有林独力で木質バイオマスをしっかりと立ち上げることに火をつけるということではなくて、むしろ民有林共々出材するということをしかりと腹に据えて、民有林さんこそ頑張っ一緒に出しましょうということをもまず国有林が考える。しかしながら、民有林さんがすんなり出るわけはありませんので、民有林が出てくるまでの間、先発ではなくて中継ぎピッチャーとして、民有林さんが本格出動するまでの間、木質バイオマス発電所が稼働するところを支えるというのが最も現実的だろうと考えている次第です。

したがって、これは法律の上で位置づけるというのは、我々の持っているボリュームか

ら考えて難しいだろうなと思うんですけども、我々が持っている日ごろの業務の機能としてどういうふうに果たしていくのか、ランニングの中で持っている作業目標として、木質バイオマス発電所に出材する材の位置づけを何とか組み込みたいなど。その組み込み方は簡単にすぐできるというふうな、表だってこれですよというほどのものがすぐ出てくるわけではないんです。しかしながら、今のところ少しずつ組み込んでいます。そういう状況になっているということをご理解いただけるとありがたいです。

○ 渚上会長 詳しいご説明、どうもありがとうございます。

西野先生、何か。もしよろしければ。

○ 西野会長代理 局長の非常に前向きなお話をいただきまして、きょうは大変いい日だなと思っております。もちろん、国有林ですべてやれという話ではなくて、今、局長おっしゃいましたように、民有林と一緒にやっていかなければいけません。それから、民有林のほうも、今これだけ材価が下がっておりますと、私はかつての入会的な山の在り方をもう一度見直す必要があるだろうと思っております。そうしないと、民有林の運営はとても無理だろうと思っております。

国有林に期待したいことはやはりパイロットなんですね。今、「中継ぎ」と局長おっしゃいまして、中継ぎでもいいんですけども、地域だけで動くというのはなかなか難しいので、そこは国が動いていただくことによって地域を引っ張って行っていただく、その役割はあるのかなと思うんですね。そこに大いに期待したいと思っておりますので、局長のお話、大変ありがとうございます。どうかよろしく願いいたします。

○ 國井委員 ちょっといいですか。

○ 渚上会長 國井委員さん、どうぞ。

○ 國井委員 私の話は後ろ向きの話なんだけれども。今、先生からお話あった、昔、材木というのはエネルギーがすべてだったんですね。私が小さいころは材木はエネルギーになったんですけども、今はバイオマス発電を進めて。私の近所にバイオマスがあるんですけども、バイオマス発電のチップは5,000円以上で買うと合わないんだそうです。5,000円以下でないと駄目だそうなんですけども、5,000円以下なんか出しようがないんですよ。一般の人が出そうといっても出せないから。それが使えるんだったら大変な山村振興になるんですけども。木材そのものが、私は自分が今、木材を生産もしているし、管理もしているし、全部やっているから、木材のことは知っているんですけども。この間ラジオでやっていましたけれども、オリンピックのときは何と日本の予算は3兆円だったそうです。

今、90兆円で30倍だそうです。物価は30倍になっています。木材は50年前の3分の1です。林野庁などはやればやるほど、一般会計だからいいですけども、赤字になるのは決まっています。もし材木を売ってやったら全然採算合いませんよ。

私たち福島県の林業公社で、1 ha50年にするまでに300万かかるんです。1 haをやるのにですね。全然採算関係なくして、山というものは多面的機能を考え進めているのが現状であります。しかし、さっき言ったように多面的機能でやっていたとしても、山村で木材を生産してやっていく人が採算が合わない。採算が合わなければ、結局人はそこに住めないということになっていきますので、今申し上げましたように、一般の人たちは全く採算合いません。ですから、国からのいろいろな援助をしていただいて、何とか林業を守っているという感じであります。

ここにあったように、採算が合わないから伐らない。伐らないから、今、40年、50年、60年の木ばかりになってしまった、老木になっている。働けない。私みたいな木ばかりになってしまっているわけですね。これを皆伐して行って、いい木にしていかなければならないけれども、何もやってない。木が安くてもうからないから、誰も木を伐って植えもしないからこういうふうになってきただけの話です。

関東森林管理局の会議で自分の私有林の話をして申し訳ないんですけども、福島県で森林再生をやろうとしたら、ここを伐ってバイオマス発電をやろうとしたら、放射能汚染されるからバイオマス発電は反対だと、福島県では1つもつukれないんです。何もできないんです。大変なものなんです、今。だって、反対運動が出てくるんです。県外から来て反対するんです、人体に影響があるということで。反対運動に来ていただいた人も立派な人たちであるんですけども、外部から来てまで反対されると。ですから、バイオマス発電もつukれない。キノコの木もセシウムが強く出荷禁止だということで、福島県の森林は今大変な状況にあるということです。

きょうの話とは関係ないんですけども、そういうことで、山村振興に木材を活用するというのは大事なことですけれども、採算が合わなければやれないということでありまして、これは国有林が一番わかっているはずですよ。人を使ってそれを持って行って売ってみたら、採算が合うか合わないかということは。そういう状況です。厳しいですよ。

○西野会長代理 それはわかっているんですけど、それは十分承知の話で私は言っております。ただ、今の市場価格、今、逆に間伐材がいっぱい出てきますが、いわゆる伐られる量と使われる量がうまくいっているかどうかということも問題だと思っています。採算が合わ

ないというのは私も十分わかっております。山に入っているいろいろな方のお話を聞いてわかっております。

例えば、再生可能エネルギーの電気料金については、そのコストを上乗せするという話だったわけですね。これは、これから我々がどういうエネルギー構成を選択していくのかというときに、山にお金を返せるだけのコストを国民が負担していくぐらいの議論というのは必要だと思うんですね。これは今の市場メカニズムでいきますと採算が合わない。でも、採算が合うように持っていくことは決して不可能ではないんですね。それは国民の理解なんです。それを先頭切ってやっていくのが国有林だというお願いであります。それを民有林と一緒にやってほしい。

高崎市でもこういう議論をしたことがあるんです、採算が合わない。それはそうなんですけれども、それでやってしまうと話がお終いになってしまって、そこから先にどうやって進めていくのかというところで。國井会長は森林組合で全部おわかりですから、あれなんですけれども、私としましてはそこからどうやって抜け出していけばいいのかと。

例えば、群馬県では県産材をなかなか使ってもらえないということで、今から十何年前から県産材の住宅普及政策を県のほうでやってもらっています。これで三千幾らの家が建っています。初めはそんなことをやっても家が建たないのではないかという議論がありましたけれども、やってみると、もう3,500ぐらいいきましたかね。やってみるとそういう成果が出てきている。初めはなかなか難しいんですけれども。

ただ、家はたくさん建ったんですけれども、山元に利益が上がらないという課題は残っています。でも、一応政策的な効果は出てきているわけです。ですから、入り口は、会長おっしゃるように、なかなか厳しいのは私も百もわかっているんですけれども、そこを一つ一つ乗り越えてもっと前に行けないのかということでございます。よろしく願います。

○國井委員　そういう理解者が多くなればありがたいと思うんですね。よろしく願います。

○瀧上会長　国には先導的役割が期待されているように思うんですが、局長からもう一言お願いいたします。

○須藤局長　群馬県の県庁さんのいる前でちょっと言いにくいんですが、私も群馬県の森林所有者で採算が合わないから伐らないと言っている一人であります。立場を越えるというか、職業として、役人としての仕事としては伐りましようと言わざるを得ないので、伐

ろうと言っていますけれども、自分の山の話としては採算が合いませんので、私の山は伐らないです。國井会長が言われることに全く同じ感覚を持っています。

同意見であるからこそ、いろいろと悩んでいろいろ考えると、こういうふうを考えていたらどうかなと思っているんです。昔は、1つの木からいろいろな用途で少しずつ、小銭のように少しずついろいろなことでもうける方策をみんな考えて、それを実現していったわけですね。薪炭林だって、そういう利用の仕方としてあるわけです。その利用の仕方に近い現代版を考え直さなければいけないなど。

その位置づけとして一番有力になるというか、2番目かな、有力になるのがバイオマスなんです。1番目は、柱材としての使い方をやっているだけではなくて、それ以外の材もとれるようにして行って、いろいろな材をとれるような形。集成材というのはその過程の中で、利用していただく人たちの需要を掘り起こす形で我々が入って行って、日本の国産材を消費者の方々がアメリカとか欧州の木ではなくて使っていただくという形に需要掘り起こしをやってきた。その人たちをぜひとも応援しておかないと、国産材を使っているだけから、そういうところの需要掘り起こしをやっていく。

そのときに同時にポケット2つほしいわけです。お金を払ってくれる人が2人いたら、1回木を伐るときの値段が少し上がって費用が浮くのではないか。そしたら、木質バイオマスでちょっとだけ日銭を稼ぎましょうと。そういう利用の仕方をしない限りは多分ペイしないと思うんです。ただ、木質バイオマスだからといって、山の中に生えている木をばさっと伐って持って行くというのは論外ですよ。そうではなくて、いろいろな用途で使えそうな木を、伐った後その行き先にちゃんと行ってもらう、その過程で出てくる使えない部分、今まで使っていなかった部分を木質バイオマスに使えるというところが本筋なのではないかななど。

そういうふうにならぬいろいろなお金の入り込み口をつくっていくこと、現代の人間社会の中で使えるところを探そうと。その過程が安定供給であったり、木質バイオマスの利用先を開拓するということだと。それを、国有林は全体をできるほど力がないので、民有林さんと一緒になってやりたいと。こういうふうに言っているという状態です。

○國井委員 ぜひお願いします。

○淵上会長 どうぞ。

○澤登委員 MORIMORIネットワークの澤登と申します。MORIMORIネットワークは、都市と山村・森林をどう結ぶかということで20年前に出てきて、女性たちが軸

になって実質的なことをやっています。今、お話の中で、地域振興といったとき経済オンリーではなくて、もうちょっと広い範囲から山村あるいは森林、文化的なところから見たらどうなるかというのがちょっと気になっております。

ひとつ突拍子もないんですが、都会が一気に高齢化してきて、これから都会の人の高齢化の問題になる。半世紀前に地方から出てきた人たちは団塊の世代で、戻るきっかけとして樹木葬を考えています。とても突拍子もないと思うんですが、今お墓にどう入るかといったときに、例えば小平の霊園の樹木葬に手を挙げている女性たちがすごく多いんですが、16倍とか20倍の倍率で、樹木葬をしたくても入れない。

一関のほうでいい例がありまして、生物多様性を考えながら森林を活用するというので、樹木葬をしているんですね。土葬ではないです、ちゃんとしたもので。骨壺に入れなくて、灰を含めて。価値観とライフスタイルが変わってきた女性たちは自然に戻りたいと。最後の落ち着きどころがあればもっと安心して生きられると。今、お墓が200万、300万かかるわけですが、そのお金はないとみんな言っています。樹木葬は30万ぐらいです。

単なる墓地ではなくて、私どもは「バースデイランド」ということで、この星の下に生まれた幸せを1本の木の中から始めようと、生きている間からいろいろな行き来をしながら。その土地の人たちと交流しながら踏み出して。同時にそこをちょっとしたランドにしてツリーハウスとかいろいろなものをつくれば、おじいちゃんおばあちゃんがいるからと遊びに来ることを含めて、もうちょっとお互いの課題を前向きに解決していったらどうなるか。一気にできるものではないと思いますので、研究会とか幾つかの試行をして、課題を一つひとつ解決していったらどうかと思います。きっかけというのは大変重要だと思っております。

○渚上会長 どうも貴重なご意見をありがとうございます。

どうぞ、菊池委員さん。

○菊池委員 森林を守ったり、こういうことは本当に大事だと思います。栃木県も森林環境税というので、一人ひとりその意識を高めるために700円とられているんですけども、それがどんなふうに使われているかというのが私も気になりました。どこも環境税みたいなものをとっているんですか。

もう一つは、県産材の高崎の3,500軒というのは、こういう広がりが出てきたというので、1件どのぐらいのお家を建てたり、それから、温暖化とかで気温が上がっているときには、木材でつくった家のほうがいいのかないかなという感じがします。空気が入らない家で

エアコンをつけっ放しという家が多いです、うちのほうでは。やはり木材を使ったほうが、私の家も少しは空気が流れているような気がするんですけども、今は全部密閉しちゃうような家が多いと思うんです。だから、木材をというのを国のどこからか発信できていけば、木も大事に使われたりいろいろできるんじゃないかなど。

私、初めてこんなところに参加して言うのは変かなと思いますけれども、そういう考えで、ちょっとでも動かせるようになったら、また違った家の建て方ができるのではないのでしょうか。幾らぐらいするのか、3,500軒の家は1軒どのぐらいですか。ちょっと気になるのでお聞きしたかったんです。

○國井委員　ちなみに福島県は1,000円ずつとっています、環境税を、12年前から。

○瀧上会長　こちらは700円。

○國井委員　福島県は1,000円とっています。

○菊池委員　1,000円ですか。

○西野会長代理　群馬県も4月から700円とっています。部長いますので、ちょっと説明してください。

○大澤委員（代理・青木）　群馬県も緑の県民税ということでこの4月から700円ずついただいております。群馬県も7割近くが森林の県なんですけれども、手入れが行き届かない山が、県民の皆さんの安全を守るという観点からもこのまま放っておけないという状況になってきております。それから、平地にあります里山もかなり荒れ放題になってきているということもあって、本来であれば経済原則で生かされていくべきところが、今までの議論のような形でなかなかそこに手が入っていかないという状況の中で、県民の皆さんに支えていただいてその山を生かしていこうと。そういうことで、栃木県さんと同じような考え方でこの4月からスタートさせてもらっています。しっかりと結果を出していきたいと思っております。

○瀧上会長　それでは、局長さんからどうぞよろしく申し上げます。

○須藤局長　緑の県民税と森林環境税関係はまさに群馬県が説明したとおりで、どちらかというと群馬県はビリに近い、ビリという言い方をしてはいけないんですけども、他のほとんどの県でやられています。群馬県は水源県だという自負が非常に強かったものですから、最後のほうだったと一般の住民の方は理解されております。

しかし、群馬県は他に先駆けてやっていることもあるんです。一般の家をつくるときに木材を使ってつくるほうがいいんだということを何かの形で公的な意味でプロモーション

しようということで、時代的に言いますと、群馬県はすごく早いんです。群馬県が県産材を利用して家づくりをするときに金額を決めて補助をしたんです。それが10年、20年選手のすごく長いやり方をしています。ほかの県の県庁さんもまねられて大分広がっていったんですけども、国全体として、今の政権ができて補正予算をばっととったときがあったので、合わせて木材利用ポイントというポイント制で、まさに家電のポイント制と同じ仕組みを活用させていただいて、木材を使った家づくりをしたと。ほかの用途もございますけれども、代表的には家づくりです。

使った木材の量に従ってポイントを与えて、そのポイントを使って農産物を買っていただく、ないしは割引の形で使っていただくという仕組みを、昨年9月に導入して約1年。ことしは補正予算をいただいて、9月までは何とかなるだろうというところであります。木材利用ポイントを皆さん方に、予算をいただいておりますから、最後まで使い切りましようということをプロモーションしているところでございます。

併せて、それがあからこそですが、プロモーションの一環として、一般の方々の家づくりとして木を使った家づくり、地域産材を使った家づくりが自分たちの体にいいんだことも唱えるようにしています。例えば、木材は厚みがある素材ですので、湿気を吸って吐いてというところがありますね。それは調整機能になりますので、ある程度湿度が適正になる、何もしないでも安定してくれる。同じことがまさに温度にもあらわれていて、国内にたくさん木材を使ってつくった小学校とか保育園がありますけれども、そこに行くと、外が雪だとか寒いとかいう冬の朝であっても、暖房を入れる前に登校してきた児童・生徒がセーターを脱いじゃうということが起きる。

そういう場所が少しずつ出てきていて、一日暖房を入れないということはないんですけれども、朝の児童・生徒の顔がすごく柔和になってくる。木には香りもございますので、精神的な安定剤にもなるということで、先生方も児童・生徒をしかるようなことが少なくなってくるということも、先生方の感想として、起きているようです。そういうのを少しずつ拾っていくと、本当の意味で木材を使った生活環境が魅力あるんだということが大々的に言っていけるだろうなと思っています。

そういうことを一つずつ積み重ねていくということを地道にやっていっていたんですけども、2年前に、学校とか病院とか市役所さんの建物ですが、そういう公共建築物には木材を使いましょうということが法律の枠組みとしてできました。その枠組みの中で、木材を使って建築物をつくる目標を県や市町村に立てていただくようお願いしています。

関東地方は、特に住宅の多いところはちょっと遅いんですけども、そうでないところは
大分努力をしていただいております。

今そんなようなところで、皆さんに使っていただくようにしております。

○ 瀧上会長 はい、どうぞ。

○ 西野会長代理 局長に質問ですが、地域材のポイント制度はことしの秋でお終いですよ
ね。その後は何で続かないんですか。去年やっと国が腰を上げてくれたなと思って喜んで
いたわけですが、期間限定みたいな感じになっておりまして。都道府県も一生懸命頑張っ
ているんですけども、国もああいう形で国産材の利用を押し上げていただくとうれしい
なと思うんですが、10月でお終いということらしいですね。できればそのまま……。

○ 須藤局長 今のご質問にお答えするのは非常に難しいんですが、ひとえに予算がつか
なかったということなんです。

○ 西野会長代理 ああ、そういうことなんですか。

○ 須藤局長 だからこそ、いろいろな方の声を聞いて、続けることを希望される方が多
いのであれば、その声を中央に集めましょうというのを私が業務として引き受けているん
です。そういったことでこれ以上はなかなか申し上げにくいんですが、そういう状況です。

○ 西野会長代理 そうですか、わかりました。

○ 瀧上会長 どうもありがとうございます。

ご熱心なご議論をいただいて本当にうれしく思います。様々ご意見もありますし、管理
運営に加えて経営管理というんでしょうか、様々な観点から今後険しい道を切り開いて、
明るい未来をと、そういう方向に、今、皆様方のご意見を拝聴しながら感じた次第でござ
います。

西野先生から市場メカニズム、マーケットメカニズムの限界と言いますか、そのような
お話もありましたが、市場経済の意義と限界に挑戦するような側面もあるかと思えます。
様々にそれぞれのお考えで進めながら、また、身近なところでも今後よい方向に進めます
ように、それぞれに頑張っていきたいと思う次第です。

きょうは2時間というお話だったんですが、これだけはちょっとっておきたいという
方はいらっしゃるいませんか、もうよろしいですか。

どうぞ。

○ 山内保全課長 あまり参考になる意見ではないんですけども、澤登委員から樹木葬と
いうお話がありましたが、国有林は昔からいろいろな用途で活用してやってきました。古

くは、入会権のお話、共用林野制度というのがありまして、薪をとったり、肥料に使うための落ち葉をとったりとか、地元住民のためにも利用してきております。そういった利用から、時代の要請と言いますか、古くは農林・漁業に対する要請にこたえていくと。そして、成長期が始まるに従って国民の保健というような形で提供してきている。

将来はわかりませんが、このままの出生率でいけば日本の人口が7,000万とも5,000万とも言われております。仮にそういう時代が来て高齢化がかなり進んでいくといったときに、樹木葬といった機運が高まってくるかもしれません。今は国有財産ということでそういう考えはないんですけれども、そういう機運が高まってくれば、国民に対してそういった場を提供せざるを得ないというか、そういったときもくるのではないかと。

勝手に申し訳ないんですけれども、お話をさせていただきました。

○淵上会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○橋本委員（代理・川原井） 茨城県でございます。各県で環境税ということで県民から税金をいただいて森林整備とかをやっているところですけども、国のほうでも石油から環境税ということで少しいたいて、使っているようなんですが、例えば森林整備のほうに回すような動きがわかれば教えていただきたいんですが。

○寺川計画保全部長 先ほどからお話に出ています森林整備の安定財源ということで。どちらかと言いますと、これまで補正頼みで森林整備、間伐等の財源を出してきたんですけども、安定した財源がほしいというのが林野庁の念願でございまして、その一つが温暖化対策税、石油・石炭に対する財源でございます。

これまで年末の税制改正のときには要望してきましたが、なかなか難しかったということもありましたけれども、このたび与党の中で検討するという方向が打ち出されまして、与党の中で今検討されておまして、先日、中間取りまとめが出たというふうに聞いております。重要性は認識しつつも、いろいろな意見の先生がおられまして、まだ決まったわけではございませんけれども、森林に対する財源の重要性は先生方も認識されているということで、今後の議論を注視していくということでございまして、我々としては期待をして、ぜひ安定財源がほしいと思っています。

○淵上会長 ありがとうございます。

○西野会長代理 申し訳ありません、これで終わりにしたいと思います。

さっき言うのを忘れたんですが、現在の山村振興法は今年度で期限切れでございまして、

あれは議員立法ですので、与党の特別委員会でこれからいろいろ動いていくのかなと思いますが、私のほうにも農水省からヒアリングがございました。その際にお話したことは、今まではどちらかというと山村振興法、過疎法というのは格差是正と申しますが、そっちが主眼だったんですけれども、もう一度、山村に新しい役割を与えられるような山村振興法にしてほしい。そういうことをお話し申し上げて、群馬県の上野村にお連れしまして、山村の動きも見させていただきました。そういうこともございまして、林野庁におかれまして、山村振興法の改正、できれば継続に向けてお力をいただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

○ 淵上会長 ありがとうございます。

局長さん、どうぞよろしくお願ひいたします。

様々な論点をご提起いただいたわけでございますけれども、日本の山を守って、今、西野先生もお話になりました山村振興も達成できますようにと思います。

これはオフレコではありますが、杞憂かもしれませんが、外国資本が日本の山を買うということも聞いたりするわけでございます。それがどういうことなのか私はよくわかりませんが、しっかりと守り、発展させていくという観点から、さらに私どもも頑張っていきたいと思う次第でございます。

それでは、終わりにさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

それでは、これをもちまして、本日の審議会を終わらせていただきたいと思ひます。円滑な議事進行にご協力いただき、また、活発なご議論をいただきました。これで議長の席を下ろさせていただきます。本当にありがとうございます。（拍手）

○ 湖口補佐 議長の役目を担っていただきました淵上会長様と委員の皆様には、長時間にわたりましてご審議ありがとうございました。

これをもちまして、第24回関東森林管理局国有林野管理審議会を閉会したいと思います。ありがとうございました。

午後 3時43分 閉会